



空家等管理活用支援法人の募集開始について

呉市は、増加する空き家問題に対応するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく『空家等管理活用支援法人』（以下「支援法人」といいます。）の募集を開始します。

この支援法人は、相続、売却、解体など多岐にわたる空き家の課題に対し、専門家や事業者との連携強化、移住希望者とのマッチング等を促進する役割を担います。また、民間法人のノウハウを積極的に活用し、官民一体となって空き家対策を推進します。

1 背景と目的

近年、高齢化や人口減少に伴い、適切な管理が行われていない空き家の増加が全国的な課題となっています。呉市においても、空き家の所有者が抱える課題は、相続や登記の手続きが分からない、解体費用が捻出できない、活用したいが借り手が見つからないなど複雑化しています。

そこで、支援法人制度を活用し、市の取組を補完する専門的なノウハウを持った法人を指定することで、所有者等へのきめ細やかな支援体制を構築します。

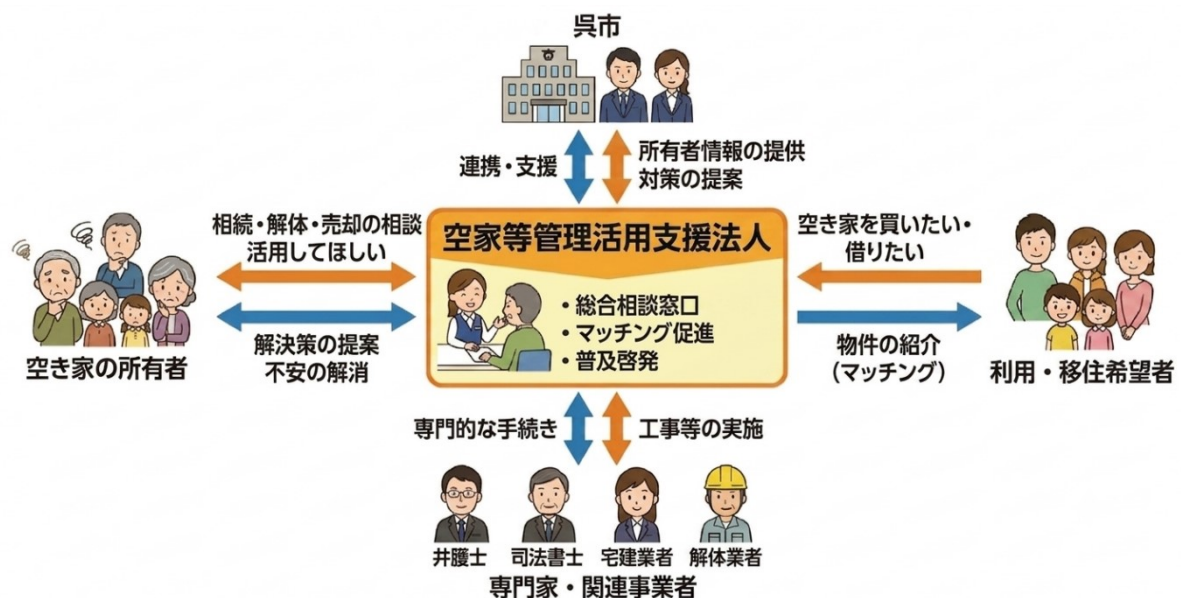
2 支援法人の指定

次の要件を満たす法人は、申請により呉市から支援法人の指定を受けることができます。なお、指定には審査があります。

- (1) NPO法人、社団法人、空き家に関することを目的とする会社等であること。
- (2) 法人関係者が暴力団員等でないこと。
- (3) 法人の業務が呉市の方針に適合するもので、それらの活動実績を有すること。
- (4) 業務を行う上で健全な経理的基礎を有すること。
- (5) 法人が呉市にある又は他の自治体から支援法人の指定等を受けていること。
- (6) 国税及び本市の市税を滞納していないこと。

※支援法人の指定を受けることによる呉市からの業務委託料等は発生しません。

呉市空家等管理活用支援法人のイメージ



3 呉市が支援法人に求める主な業務内容

(1) 総合相談窓口の業務

弁護士，司法書士，宅地建物取引士などの専門家や，解体・廃棄物処理などの事業者と連携し，所有者からの多岐にわたる相談に解決策を提案する業務

(2) 空き家マッチングの業務

空き家の所有者と，利用・移住希望者を結びつける業務

(3) 普及啓発・情報発信の業務

空き家の適正な管理や活用に関するセミナーの開催，相談会の実施

4 募集開始時期

令和8年9月1日（火）から